

諮問日：平成31年4月18日（平成31年度（最情）諮問第7号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第53号）

件名：特定日の参議院法務委員会における国会答弁資料のうち，裁判所の所持品  
検査に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定日の参議院法務委員会に関する国会答弁資料のうち，裁判所の所持品検査に関するもの（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成31年3月20日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定日の参議院法務委員会における国会答弁の内容からすれば，本件開示申出文書は存在するといえる。
- 2 参議院インターネット審議中継の動画を見れば，特定日の参議院法務委員会において，最高裁判所事務総局総務局長，経理局長及び人事局長は持参したペーパーを読みながら答弁していたことが分かる。そのため，委員会に対して出席説明をする際の説明案を記載した書面，ひいては本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出に係る「国会答弁資料」とは，最高裁判所長官又はその代理

者（以下「長官代理者」という。）が、国会法72条2項の規定に基づき国会（委員会）に対して出席説明をする際の説明案を記載した書面と解される。

苦情申出人は、特定日の参議院法務委員会における国会答弁の内容からすれば、本件開示申出文書（国会答弁資料）が存在するはずである旨主張しているが、本件においては、司法行政文書として説明案を作成していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年4月18日 | 諮問の受理               |
| ② 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年5月8日   | 苦情申出人から意見書及び資料を收受   |
| ④ 同年8月23日    | 審議                  |
| ⑤ 同年9月20日    | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、特定日の参議院法務委員会における国会答弁の内容及び参議院インターネット審議中継の動画からすれば、最高裁判所において本件開示申出文書を保有している旨主張する。しかし、当委員会において上記法務委員会の会議録を閲読し、出席者である長官代理者がした説明の内容を確認したところ、その内容を踏まえて検討すれば、議員の質問事項について、裁判所の基本的な見解を概括的に述べたものであり、上記法務委員会に係る国会答弁においては司法行政文書として長官代理者の説明案を作成していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を

保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人